信州地域クラブ活動認定ガイドライン（案）について

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度より

認　定　要　件

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、**生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにする**ことで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

② **適切な活動時間や休養日が設定されている**こと

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※ 地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱のひな型（申請書等の様式を含む）は、文部科学省記載のとおり

信州地域クラブ活動認定ガイドライン（案）について

認定要件① 対象区域の設定について

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、**生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにする**ことで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

＜確認事項＞

○ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、**競技性や成果のみに偏重するのではなく**、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

○ **市区町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること**。なお、**競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない**

○ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

（１）本県の現状

本県は、市町村数（77市町村、全国2位）及び過疎市町村数（40市町村、全国3位）とも多く、生徒の多様なニーズに応じた活動を保障するため、既に広域連携による地域展開の取組が多い。



（2）対象区域を狭域・広域に設定することのメリット・デメリット

	狭域（単一自治体等）	広域（複数自治体）
メリット	○ 自治体が認定地域クラブ活動を把握しやすい ○ 学校等との連携が図りやすい ○ 練習会場への移動手段等の確保がしやすい ○ 地域コミュニティーの活性化につながりやすい	○ 生徒のニーズに応じた多様な活動が保障 ○ 指導者・協力者の確保が得られやすい ○ 学校・地域の枠を超えた生徒同士の交流促進 ○ 事務局等、自治体間のコストシェアリングが可能
デメリット	○ 生徒のニーズに応じた活動の保障が困難 ○ 小規模町村は集団スポーツクラブ設置が困難	○ 自治体間の調整が必要、学校との連携が困難 ○ **競技性に偏重したクラブに陥りやすい** ○ 練習会場への移動手段の確保が困難

① 原則として、地域振興局を対象区域とすること
② 生徒の居住地等を考慮して、隣接する地域振興局又は県外も対象区域とすることができる
③ 地域振興局内又は隣接地域振興局内に生徒のニーズに応じた活動がない場合は、例外として認める
（在籍中に地域振興局内に生徒のニーズに応じた活動が設立しても、卒業時までは例外として認める）
④ 令和８年度入学生は、既に地域クラブ活動を選定している可能性があることを考慮し、令和９年度以降は①～③に基づいた生徒募集を行うこととし、３年間の移行期間を経て、令和11年度から上記①～③を完全適用とする

信州地域クラブ活動認定ガイドライン（案）について

認定要件② 休日に２日連続して活動を行う場合について

第９回協議会にて協議済

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

＜確認事項＞

○ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること

○ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること※１

※１ 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも１日以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。ただし、その場合においても、生徒の負担を鑑み、１ヵ月の内に最低２日間は休日の休養日を設けること。

（１）本県の現状

■令和８年度認定地域クラブ活動（予定）のうち、休日のみのクラブは275クラブ（33.7%）
（スポーツ214クラブ（30.3%）、文化芸術61クラブ（56.0%））
■各市町村における休日のみのクラブの状況から、平日は部活動を行っていると推察

■「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（R6.3策定）」においては、活動時間や休養日の設定について以下のように定めている。

○ 学期中は、週当たり２日以上の休養日を設け、平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、**週末の活動が常態化しないよう配慮**する。

○ １日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は、長くとも３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会への参加等により、基準とする１日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。

休日に2日連続の活動を認めつつも、生徒の負担を鑑み、１ヵ月の期間内に最低２日間は休養日を設けること

協議事項 3

本県における令和８年度以降の地域展開の推進計画について

保健厚生課・スポーツ振興課
学びの改革支援課・文化振興課

1　部活動の地域展開における今後のスケジュール

		R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13
		改革推進期間			改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）		
国	休日	実証事業			原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す					
	平日	できるところから鋭意進める			課題対応実証事業（10/10）想定			更なる改革推進期間		
							中間評価（改めて方針を策定）			
本県	休日	地域展開完了目途				県内の進捗状況を踏まえて令和８年度中に方向性を示す				
	平日	できるところから鋭意進める								

2　本県の地域展開における現状

■休日の地域展開は、令和８年度末までに87.5%（スポーツ89.8%、文化芸術81.2%）が完了予定としている。
■休日も含めた平日の地域展開は、令和８年度末までに43.3%（スポーツ42.7%、文化芸術45.0%）が完了予定としている。
■休日、平日の地域展開ともに、地域間格差競技種目・文化芸術分野によって差がある。

3　検討・協議する視点

○ **休日と平日の地域展開それぞれの実現の目標**をどこに置くか
○ 休日と平日の地域展開それぞれの実現の目標に向けて、**今後どのような施策が必要か**
○ 本県の地域展開における目指す姿（目的）
「**県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができ、地域における持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境構築が図られ、地域の活性化につながる**」の実現
○ 県教委が掲げる「**一人ひとりの『好き』や『楽しい』、『なぜ』をとことん追求できる『探究県』長野の学び」の実現する持続可能な地域クラブ活動の運営等について学校等の連携も含めた体制づくり**に向けて
○ 地域クラブ活動に所属しない生徒の居場所をどのようにデザインしていくのか